

會を通ずるということが非常に手数料だ、證券業協會というものが非常に昔型のものであつて、封建的のものであつて、あそこでも三、四の幹部が首を振ると協會に加入ができないといふことになる、これから民主化する證券業者が支店だとかいろいろ設置するのには非常にむづかしいんじゃないかといふので、これを聞いて貰いたいといふので昨日頼まれたのです。そういう點はどういうものでございませうか、取引所だけのことで済むのですか、どうしてもやはり新規に支店を設けるとか出張所を設けるとか新規に證券業を、始めるというときには、やはり協會の承認が必要でございませうか。

○政府委員(岡村陵君) それは御承知の如く、これは御承知の如く、證券業協會の役員は、證券業協會のメンバーによりまして選舉されておられます。それは將來と雖も變りないわけではございませう。それから會員組織の取引所ができました場合の役員につきましては、その取引所の會員となつておられます。本法案におきましても、證券取引所の章の管理という節が置いてございませうが、その節におきまして、役員の選舉のことも大綱が決められてございませう。

○政府委員(岡村陵君) その證券業協會は從來の統制團體のように統制をいたすことを目的としておるものではないでございませう。飽くまでも取引の公正と當事者の保護ということを眼目にいたしまして、相互に連絡を取る機關ということになつておられます。

○小宮山常吉君 それから今度は新しく取引所に加入するにしても、協會を別に通じなくて取引所だけでよろしいわけでありませうか。

○政府委員(岡村陵君) そういふ考え方で大體やつて行けばよいと思ひます。

○政府委員(岡村陵君) それは御承知の如く、これは御承知の如く、證券業協會の役員は、證券業協會のメンバーによりまして選舉されておられます。それは將來と雖も變りないわけではございませう。それから會員組織の取引所ができました場合の役員につきましては、その取引所の會員となつておられます。本法案におきましても、證券取引所の章の管理という節が置いてございませうが、その節におきまして、役員の選舉のことも大綱が決められてございませう。

○波多野鼎君 證券業協會の問題ですが、證券業者が、これはこの協會があるとなれば必ずそこへ加入しなければならぬ性質のものなのでございませうか。

○政府委員(岡村陵君) これは證券業者が證券業協會に加入せしめることについて強制するものではございませうが、證券業者でありまして證券業協會に入りたいたう者につきましては、特別な理由のない限りはその入會を拒めないといふような組織にいたしておられます。不當に拒んだ場合におきましては、それについて監督機關によるところの再審査がなされる、こういうふうな仕組みにいたしておられます。

○政府委員(岡村陵君) 只今お尋ねの點につきましては、從來の證券業協會、現在あります證券業協會、そういったものに關しまして、私共稀に風評を聞くことがあります。政府として、その點につきましては、十分注意をしなければならぬ、こういうふうな考えでございませう。新法の下におきましては、只今申し上げたように、證券業協會におきましては、新たな者の加入を拒否することができないうことが建前になつておられます。そういった場合におきまして、不當に拒否しました場合におきましては、證券取引委員會におきましてこれを調べ直さう、そして證券業協會のやり直したことが不當でありますならば、これに變更或いは取消を命ずる、こういう建前になつておられます。建前はそういうふうになつておられますが、問題は、政府自身といたしまして、それを實際に

○小宮山常吉君 もう一回ちよつと伺いたいと思ひます。役員なんかは、今の證券業協會の古い役員というふうなものはどういうふうなことになるか。今後新しくでます取引所の委員として役員の選舉とかなんといふようなことは、今までのままでやはり役員を置くのでありませうか、やはり新しく……。

○政府委員(岡村陵君) これは御承知の如く、これは御承知の如く、證券業協會の役員は、證券業協會のメンバーによりまして選舉されておられます。それは將來と雖も變りないわけではございませう。それから會員組織の取引所ができました場合の役員につきましては、その取引所の會員となつておられます。本法案におきましても、證券取引所の章の管理という節が置いてございませうが、その節におきまして、役員の選舉のことも大綱が決められてございませう。

○政府委員(岡村陵君) その證券業協會は從來の統制團體のように統制をいたすことを目的としておるものではないでございませう。飽くまでも取引の公正と當事者の保護ということを眼目にいたしまして、相互に連絡を取る機關ということになつておられます。

○波多野鼎君 證券業協會の問題ですが、證券業者が、これはこの協會があるとなれば必ずそこへ加入しなければならぬ性質のものなのでございませうか。

○政府委員(岡村陵君) これは證券業者が證券業協會に加入せしめることについて強制するものではございませうが、證券業者でありまして證券業協會に入りたいたう者につきましては、特別な理由のない限りはその入會を拒めないといふような組織にいたしておられます。不當に拒んだ場合におきましては、それについて監督機關によるところの再審査がなされる、こういうふうな仕組みにいたしておられます。

○政府委員(岡村陵君) 只今お尋ねの點につきましては、從來の證券業協會、現在あります證券業協會、そういったものに關しまして、私共稀に風評を聞くことがあります。政府として、その點につきましては、十分注意をしなければならぬ、こういうふうな考えでございませう。新法の下におきましては、只今申し上げたように、證券業協會におきましては、新たな者の加入を拒否することができないうことが建前になつておられます。そういった場合におきまして、不當に拒否しました場合におきましては、證券取引委員會におきましてこれを調べ直さう、そして證券業協會のやり直したことが不當でありますならば、これに變更或いは取消を命ずる、こういう建前になつておられます。建前はそういうふうになつておられますが、問題は、政府自身といたしまして、それを實際に

○小宮山常吉君 その選舉の方法を、今までのような舊習に囚われないようにな、政府として何か法律というふうなものでできないものでございませうか。

○政府委員(岡村陵君) その證券業協會の定款の内容につきましては、登録をいたします際に、やはり委員會によつて十分審査されますので、そういうときに、若し役員の選舉方法等につきまして民主的でないような方法が定められておりましたら、それを修正して頂くと、こういうことに實際問題としてなるかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) それでは第四章を終つて次に第五章に移ります前に、ここで政府委員の出席の都合がありますので、ちよつとこの質問はこの場合中止を願ひまして、大蔵省預金部特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般會計から繰入金に關する法律案、この法案を議題にいたしまして、この場合政府の提案理由の説明を伺ひます。

○政府委員(河野一之君) それでは大蔵省預金部特別會計の昭和二十三年度暫定豫算における歳入歳出は、別途提案いたしました昭和二十三年度特別會計暫定豫算に計上してあります。ごく、その歳出は事務費、預金利息、他會計への繰入金、給與特別措置費等合計一億五千八百三十六萬五千圓を要するのであります。その固有の歳入といたしましては、預金部資金の運用による利息、有價證券の償還による益金等二千六百二十五萬一千圓でありまして、差引一億三千二百一十一萬四千圓の

○政府委員(岡村陵君) 證券業協會の役員は、證券業協會のメンバーによりまして選舉されておられます。それは將來と雖も變りないわけではございませう。それから會員組織の取引所ができました場合の役員につきましては、その取引所の會員となつておられます。本法案におきましても、證券取引所の章の管理という節が置いてございませうが、その節におきまして、役員の選舉のことも大綱が決められてございませう。

○政府委員(岡村陵君) 只今お尋ねの點につきましては、從來の證券業協會、現在あります證券業協會、そういったものに關しまして、私共稀に風評を聞くことがあります。政府として、その點につきましては、十分注意をしなければならぬ、こういうふうな考えでございませう。新法の下におきましては、只今申し上げたように、證券業協會におきましては、新たな者の加入を拒否することができないうことが建前になつておられます。そういった場合におきまして、不當に拒否しました場合におきましては、證券取引委員會におきましてこれを調べ直さう、そして證券業協會のやり直したことが不當でありますならば、これに變更或いは取消を命ずる、こういう建前になつておられます。建前はそういうふうになつておられますが、問題は、政府自身といたしまして、それを實際に

ものほうにふうふうなることになりす
か。今後新しくでまする取引所の委
會というものが、こういう相當機能の強
いものに大體この法律はできておるの
御報告申しておる次第であります。
○山田佐一君　そうしますと、一億三
千萬圓は新勘定においての帳損です
か。
○政府委員(河野一之君)　大體さよう
でございます。
○山田佐一君　舊勘定では餘程損があ
りますか。
○政府委員(河野一之君)　この問題に
つきましては、例の金融機關再建整備
法の中に例の補償の百億という金額が
入つておりますが、その問題が解決さ
れる問題になるわけでありす。
○山田佐一君　金融機關に補償するの
は一般會計から……預金部からです
か、百億の補償というのは。
○政府委員(河野一之君)　これは一般
會計からです。簡易生命保険も郵便年
金も同様であります。
○木村八郎君　これは技術的な御質
問で、よくわからないのですが、大蔵
省預金部特別會計における法律案とい
うものが特に必要なんですか。鐵道と
か外の繰入れの場合に特別會計の法律
案が出ておりますか。
○政府委員(河野一之君)　木村委員の
おつしやいます通り、二十二年度にお
きましては通信、鐵道の分も一緒に繰
入れる法律が出ておつたのであります
が、この分は明年度の暫定豫算に關す
る分でありまして、鐵道、通信につき
ましては、勿論四月分の暫定豫算にお
きまして相當な赤字が出ております
が、それは運賃の改正、通信料金の値
上の問題が絡んでおまして、そのの
改正如何によつてそのバランスを取つ
て行きたい、こういうふうに考えてお
るのであります。さういふ四月分とい
たしましては一時借入金でこれを泳ぐ
というふうに暫定豫算が相成つており
まして、法律を出さなかつた次第であ
ります。
○波多野君　今の話を聞いておる
と、この法律案は四月分だけという
が、法律案の文句には出ておりません
ね。二十三年度における歳入不足を補
填するためということになつてしまつ
て……
○政府委員(河野一之君)　これは明年
度の豫算が未だ決定いたしませんので、
差當り四月分だけの豫算の御審議を願
わしておるものでありますので、その
分として切離しまして提出いたした次
第であります。勿論明年度全體といた
しましては相當な……これを十二倍に
たしてもお分りの通りであります。が、
相當な赤字が出て参ります。これは本
豫算が提出になりますと同時にその全
體に關する法律案を提出いたしまして
御審議を願ふ豫定にいたしております
です。
○波多野君　僕の言うのは、それは
分るが、法律の文句に四月分云々とい
うことが一つも出ていないのかという
のです。
○政府委員(河野一之君)　御指摘の通
りでございます。暫定豫算といたしま
しては一應一般的には四月分としてと
いうふうにいわれておるのであります
。これは一應の計畫でありまして、
この金額が五月分において繰入れられ
る分も、場合によつては、收支状況の如
何によつては出て来るものであります
から、四月分として……ことを特に
字句の上に現わさなかつた次第であり
ます。趣旨としてはおつしやつた通り
でございます。
○波多野君　先程御説明の中に言
うところの再建の問題は別途に考える
というふうなお話がありましたが、今四
月分だけで一億三千万圓赤字が出る
というふうなことであります。再建問
題についての大體の構想でも話して貰
わないとちよつと審議しにくいと思
います。
○政府委員(河野一之君)　これは波多
野委員の御指摘の通りだと私も存ず
るのであります。實は明年度の概算を組
みます上において……と検討いた
しておる次第でございます。……
の案がございまして、五ヶ年で再建を
する、或いは七ヶ年で或いは十ヶ年で
という……な案が立つのであります
が、今回給與ベースが二千九百二十圓
に變りましたために、根本的にこれを
再検討する餘地が出て参りました。
それから通信の會計は通信事業に繰
入れる會計になつておりましたので、通
信事業の再建の問題と脱合つておる
點がありますので、現在その案が
實は立ちかねる次第であります。本豫
算を出します際には……と申しまし
ても差當り預金部の資金に因る次第で
ありますので、差當りの金額を繰入れ
ることにはいたしましたのであります。本
豫算を提出いたします際には、他の會
計即ち通信事業、國有鐵道もさうであ
ります。簡易生命保険、郵便年金の會
計も同様な状況になつておまして、
この點と併せまして再検討といたし
るのを御説明申し上げなければならんとい
うふうに考える次第でございますが、
差當りとしたしましてその案がまだ御
説明申し上げる段階に至つておりませ
んので、御了承願ひたいと思ひます。
○木村八郎君　健全財政の建前から
言いますと、一般會計については大體

歳入不足を生じておるのでございま
す。
本會計における歳入不足につきまし
ては、借入金でこれを補填する方
法も考えられるのでございますが、こ
れは本會計の性質に鑑みまして適當で
ないばかりでなく、健全財政の趣旨に
も副わないと考えられますので、この
歳入不足額一億三千二百一十一萬四千圓
につきましては、これを一般會計から
繰入れることとしたしたいと考える次
第でございます。これがためには、法
律を以てその旨を規定する必要がある
としますので、この法律案を提出いた
しました次第でございます。
尚今回の措置は、本會計の收支が改
善せられるに至りますまでの臨時の
措置でありますので、後日本會計の
財政状況が健全な状態と相成りました
際には、その繰入額に相當する金額
は、本會計から一般會計へ繰入れると
いうことにいたします。これに
關する規定も設けた次第であります。
何率御審議の上速かに御賛成あらんこ
とをお願い申上げる次第であります。
○波多野君　ちよつと伺ひますが、
この一億三千万圓見當の歳入減額は四
月分だけでですか、一年を通じてのも
のですか。
○政府委員(河野一之君)　四月分だけ
としてでございます。
○山田佐一君　この特別會計はどうい
う理由で一億三千万圓不足を來したわ
けですか。
○政府委員(河野一之君)　これはいろ
いろな理由があるわけでございます。
預金部の資金、これは郵便貯金であり
ますが、これが相當増加いたしてお
ります。その増加状況が收支の状況

を改善するまでにはなかつた、行かな
い。それから從來持つておりました資
金が國庫その他金融機關、開鎖機關と
申します。外債關係のいろいろな
資金に運用いたしておりました。その
資金の利子が入つて來ない、或いは元
本そのものが償却を要するようなもの
もございまして、さういつた状況で收入
が思ひつかないことにおきまして、こ
の預金部資金の取扱ひにつきましては
通信事業、即ち郵便局がそれを取扱つ
ております。その經費を預金部特別會
計から繰入れておるわけでございます
が、御承知の通り給與の改善その他に
おきまして、相當な支出を要する、こ
の會計から通信事業に繰入れなければ
ならないということ、相當の赤字が
出て参ります。これをそのまゝにいた
して置きますと、預金部としては非常
に金詰りというふうなことになるので
、將來の預金部の再建の問題は別
途考へておるのであります。差當り
といたしましてその不足額を一般會計
から繰入れて收支の辻褄を合せ、こ
ういふもの明細はどこかに提出して
あります。
○政府委員(河野一之君)　これは昨年
の八月十一日までの分につきまして、
舊勘定として整理されるわけでありま
すが、今後のものはまあ新勘定とい
うことに相成りますが、その明細につ
きましては目下その再建整備が行われ
ておるわけでありまして、前年度の豫算
を提出いたします際にも、預金部の積
立金の状況その他につきまして國會に

御報告申しておる次第であります。
○山田佐一君　そうしますと、一億三
千萬圓は新勘定においての帳損です
か。
○政府委員(河野一之君)　大體さよう
でございます。
○山田佐一君　舊勘定では餘程損があ
りますか。
○政府委員(河野一之君)　この問題に
つきましては、例の金融機關再建整備
法の中に例の補償の百億という金額が
入つておりますが、その問題が解決さ
れる問題になるわけでありす。
○山田佐一君　金融機關に補償するの
は一般會計から……預金部からです
か、百億の補償というのは。
○政府委員(河野一之君)　これは一般
會計からです。簡易生命保険も郵便年
金も同様であります。
○木村八郎君　これは技術的な御質
問で、よくわからないのですが、大蔵
省預金部特別會計における法律案とい
うものが特に必要なんですか。鐵道と
か外の繰入れの場合に特別會計の法律
案が出ておりますか。
○政府委員(河野一之君)　木村委員の
おつしやいます通り、二十二年度にお
きましては通信、鐵道の分も一緒に繰
入れる法律が出ておつたのであります
が、この分は明年度の暫定豫算に關す
る分でありまして、鐵道、通信につき
ましては、勿論四月分の暫定豫算にお
きまして相當な赤字が出ております
が、それは運賃の改正、通信料金の値
上の問題が絡んでおまして、そのの
改正如何によつてそのバランスを取つ
て行きたい、こういうふうに考えてお
るのであります。さういふ四月分とい
たしましては一時借入金でこれを泳ぐ
というふうに暫定豫算が相成つており
まして、法律を出さなかつた次第であ
ります。
○波多野君　今の話を聞いておる
と、この法律案は四月分だけという
が、法律案の文句には出ておりません
ね。二十三年度における歳入不足を補
填するためということになつてしまつ
て……
○政府委員(河野一之君)　これは明年
度の豫算が未だ決定いたしませんので、
差當り四月分だけの豫算の御審議を願
わしておるものでありますので、その
分として切離しまして提出いたした次
第であります。勿論明年度全體といた
しましては相當な……これを十二倍に
たしてもお分りの通りであります。が、
相當な赤字が出て参ります。これは本
豫算が提出になりますと同時にその全
體に關する法律案を提出いたしまして
御審議を願ふ豫定にいたしております
です。
○波多野君　僕の言うのは、それは
分るが、法律の文句に四月分云々とい
うことが一つも出ていないのかという
のです。
○政府委員(河野一之君)　御指摘の通
りでございます。暫定豫算といたしま
しては一應一般的には四月分としてと
いうふうにいわれておるのであります
。これは一應の計畫でありまして、
この金額が五月分において繰入れられ
る分も、場合によつては、收支状況の如
何によつては出て来るものであります
から、四月分として……ことを特に
字句の上に現わさなかつた次第であり
ます。趣旨としてはおつしやつた通り
でございます。
○波多野君　先程御説明の中に言
うところの再建の問題は別途に考える
というふうなお話がありましたが、今四
月分だけで一億三千万圓赤字が出る
というふうなことであります。再建問
題についての大體の構想でも話して貰
わないとちよつと審議しにくいと思
います。
○政府委員(河野一之君)　これは波多
野委員の御指摘の通りだと私も存ず
るのであります。實は明年度の概算を組
みます上において……と検討いた
しておる次第でございます。……
の案がございまして、五ヶ年で再建を
する、或いは七ヶ年で或いは十ヶ年で
という……な案が立つのであります
が、今回給與ベースが二千九百二十圓
に變りましたために、根本的にこれを
再検討する餘地が出て参りました。
それから通信の會計は通信事業に繰
入れる會計になつておりましたので、通
信事業の再建の問題と脱合つておる
點がありますので、現在その案が
實は立ちかねる次第であります。本豫
算を出します際には……と申しまし
ても差當り預金部の資金に因る次第で
ありますので、差當りの金額を繰入れ
ることにはいたしましたのであります。本
豫算を提出いたします際には、他の會
計即ち通信事業、國有鐵道もさうであ
ります。簡易生命保険、郵便年金の會
計も同様な状況になつておまして、
この點と併せまして再検討といたし
るのを御説明申し上げなければならんとい
うふうに考える次第でございますが、
差當りとしたしましてその案がまだ御
説明申し上げる段階に至つておりませ
んので、御了承願ひたいと思ひます。
○木村八郎君　健全財政の建前から
言いますと、一般會計については大體

とこの再建の問題は別途に考える
というふうなお話がありましたが、今四
月分だけで一億三千万圓赤字が出る
というふうなことであります。再建問
題についての大體の構想でも話して貰
わないとちよつと審議しにくいと思
います。
○政府委員(河野一之君)　これは波多
野委員の御指摘の通りだと私も存ず
るのであります。實は明年度の概算を組
みます上において……と検討いた
しておる次第でございます。……
の案がございまして、五ヶ年で再建を
する、或いは七ヶ年で或いは十ヶ年で
という……な案が立つのであります
が、今回給與ベースが二千九百二十圓
に變りましたために、根本的にこれを
再検討する餘地が出て参りました。
それから通信の會計は通信事業に繰
入れる會計になつておりましたので、通
信事業の再建の問題と脱合つておる
點がありますので、現在その案が
實は立ちかねる次第であります。本豫
算を出します際には……と申しまし
ても差當り預金部の資金に因る次第で
ありますので、差當りの金額を繰入れ
ることにはいたしましたのであります。本
豫算を提出いたします際には、他の會
計即ち通信事業、國有鐵道もさうであ
ります。簡易生命保険、郵便年金の會
計も同様な状況になつておまして、
この點と併せまして再検討といたし
るのを御説明申し上げなければならんとい
うふうに考える次第でございますが、
差當りとしたしましてその案がまだ御
説明申し上げる段階に至つておりませ
んので、御了承願ひたいと思ひます。
○木村八郎君　健全財政の建前から
言いますと、一般會計については大體

とこの再建の問題は別途に考える
というふうなお話がありましたが、今四
月分だけで一億三千万圓赤字が出る
というふうなことであります。再建問
題についての大體の構想でも話して貰
わないとちよつと審議しにくいと思
います。
○政府委員(河野一之君)　これは波多
野委員の御指摘の通りだと私も存ず
るのであります。實は明年度の概算を組
みます上において……と検討いた
しておる次第でございます。……
の案がございまして、五ヶ年で再建を
する、或いは七ヶ年で或いは十ヶ年で
という……な案が立つのであります
が、今回給與ベースが二千九百二十圓
に變りましたために、根本的にこれを
再検討する餘地が出て参りました。
それから通信の會計は通信事業に繰
入れる會計になつておりましたので、通
信事業の再建の問題と脱合つておる
點がありますので、現在その案が
實は立ちかねる次第であります。本豫
算を出します際には……と申しまし
ても差當り預金部の資金に因る次第で
ありますので、差當りの金額を繰入れ
ることにはいたしましたのであります。本
豫算を提出いたします際には、他の會
計即ち通信事業、國有鐵道もさうであ
ります。簡易生命保険、郵便年金の會
計も同様な状況になつておまして、
この點と併せまして再検討といたし
るのを御説明申し上げなければならんとい
うふうに考える次第でございますが、
差當りとしたしましてその案がまだ御
説明申し上げる段階に至つておりませ
んので、御了承願ひたいと思ひます。
○木村八郎君　健全財政の建前から
言いますと、一般會計については大體

とこの再建の問題は別途に考える
というふうなお話がありましたが、今四
月分だけで一億三千万圓赤字が出る
というふうなことであります。再建問
題についての大體の構想でも話して貰
わないとちよつと審議しにくいと思
います。
○政府委員(河野一之君)　これは波多
野委員の御指摘の通りだと私も存ず
るのであります。實は明年度の概算を組
みます上において……と検討いた
しておる次第でございます。……
の案がございまして、五ヶ年で再建を
する、或いは七ヶ年で或いは十ヶ年で
という……な案が立つのであります
が、今回給與ベースが二千九百二十圓
に變りましたために、根本的にこれを
再検討する餘地が出て参りました。
それから通信の會計は通信事業に繰
入れる會計になつておりましたので、通
信事業の再建の問題と脱合つておる
點がありますので、現在その案が
實は立ちかねる次第であります。本豫
算を出します際には……と申しまし
ても差當り預金部の資金に因る次第で
ありますので、差當りの金額を繰入れ
ることにはいたしましたのであります。本
豫算を提出いたします際には、他の會
計即ち通信事業、國有鐵道もさうであ
ります。簡易生命保険、郵便年金の會
計も同様な状況になつておまして、
この點と併せまして再検討といたし
るのを御説明申し上げなければならんとい
うふうに考える次第でございますが、
差當りとしたしましてその案がまだ御
説明申し上げる段階に至つておりませ
んので、御了承願ひたいと思ひます。
○木村八郎君　健全財政の建前から
言いますと、一般會計については大體

とこの再建の問題は別途に考える
というふうなお話がありましたが、今四
月分だけで一億三千万圓赤字が出る
というふうなことであります。再建問
題についての大體の構想でも話して貰
わないとちよつと審議しにくいと思
います。
○政府委員(河野一之君)　これは波多
野委員の御指摘の通りだと私も存ず
るのであります。實は明年度の概算を組
みます上において……と検討いた
しておる次第でございます。……
の案がございまして、五ヶ年で再建を
する、或いは七ヶ年で或いは十ヶ年で
という……な案が立つのであります
が、今回給與ベースが二千九百二十圓
に變りましたために、根本的にこれを
再検討する餘地が出て参りました。
それから通信の會計は通信事業に繰
入れる會計になつておりましたので、通
信事業の再建の問題と脱合つておる
點がありますので、現在その案が
實は立ちかねる次第であります。本豫
算を出します際には……と申しまし
ても差當り預金部の資金に因る次第で
ありますので、差當りの金額を繰入れ
ることにはいたしましたのであります。本
豫算を提出いたします際には、他の會
計即ち通信事業、國有鐵道もさうであ
ります。簡易生命保険、郵便年金の會
計も同様な状況になつておまして、
この點と併せまして再検討といたし
るのを御説明申し上げなければならんとい
うふうに考える次第でございますが、
差當りとしたしましてその案がまだ御
説明申し上げる段階に至つておりませ
んので、御了承願ひたいと思ひます。
○木村八郎君　健全財政の建前から
言いますと、一般會計については大體

ランズが取れるようになって来ておられますが、結局赤字は特別會計が主なるものであります。そこで今後においては四月の暫定決算については、一應先程もお話しのように、或いは日銀の借入金とかその他金融で泳いで行くというふうなお話もありましたが、今後二十三年度決算金體については、いわゆる特別會計の獨立採算制ですが、というふうなものも問題になるようでありまして、これを預金部と關連する通信事業、これについては獨立採算制を貫徹するために通信料金、或いは電話とか、そういうものの引上を豫定されておるのであります。

○政府委員(河野一之君) これは一般物價改訂の問題も絡むわけでございまして、明年度の本決算の編成に當りましては、物價の問題も去ることながら、健全財政の趣旨からいたしまして、企業の獨立採算制を確立して行きたい。勿論一年でこれができるわけではないのであります。相當な期間を要すると思つておりますが、從來ともすれば、企業會計の赤字から健全財政が破れるという点もございまして、この點について、いろいろ検討いたしておるわけですが、只今のところ、どういふふうにいたしますか、まだ結論が出ておらないような状況であります。

○委員(黒田英雄君) それではこの法案の御質疑は、この程度に今日は止めて、又お願いすることにいたします。——ちよつと速記を止めて。

(速記中止)

○委員(黒田英雄君) それじや速記を始め下さい。

「煙草專賣法の一部を改正する等の法律案」を議題といたしました。御審議をお願いいたします。この法案につきましては、過日既に御質問がございまして、質疑終了の御豫定になつておるのでありますから、直ちに討論に入りたいと思つて、御異議ございませんか。

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思つて、これより討論に入ります。御意見のあり方は賛否を明らかにしてお述べをお願いいたします。別に御發言がなければ直ちに採決に入りたいと思つて、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(黒田英雄君) それでは「煙草專賣法の一部を改正する等の法律案」を可とせられます方の御舉手を願ひます。

(總員舉手)

○委員(黒田英雄君) 總員御賛成のやうでありますから、本案は全會一致を以て可決することに決定されました。尙本會議におきます委員長のお頭報告につきましては、先例によりまして委員長において然るべくいたすことに御承認をお願いいたします。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと思つて、それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出します報告書につき、多數意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名をお願いいたします。

○委員(黒田英雄君) それでは午前(多數意見者署名) 午後二時七分開會

○委員(黒田英雄君) それではこのより午前に引續きまして委員會を開會いたします。

○波多野君 今日午前中に一應済んだことになつておるのですが、第六十五條、この前も大分質疑があつた第六十五條ですが、これに關して信託業界の方から何か陳情書のようなものが出ておられます。もう一べんこの點についての當局側の意向をはつきりさせて頂きたいと思つて、信託業法の第四條に信託會社の營業範圍の規定があります。この規定の中に「有價證券の賣買の代理」ということがあるのです。ところで證券取引法の改正法律案の第六十五條によりますと、大體有價證券の賣買の代理というやうなことは實はできなくて、信託業務に附隨する賣買だけしかできないというやうな當局側の説明であつたと思つて、そのやうだとすると信託業法の方は今度改正になることなるのですか。その點を先ずお伺ひしたいと思います。

○政府委員(岡村曉君) 答申申し上げます。改正法律の第六十五條によりまして、只今お話しのように信託會社が有價證券の代理業務を行うことはできなくなつて、その代り、尙現在信託會社がやつておりました債權又は株式の募集事務の取扱ひといふやうなことも、これは本來證券業者が當るべき業務であるという見地から、できないことになつたわけでございます。

○波多野君 そうしますと、信託會社の營業範圍をどういふふうになんぞ狭めて行くという根據は、ただ證券業者との分業の見地というだけのことでございまして、有價證券を賣買するといふことのみが殘された信託會社の業務になる、こういう關係になります。

○波多野君 そうですと、信託會社の營業範圍をどういふふうになんぞ狭めて行くという根據は、ただ證券業者との分業の見地というだけのことでございまして、有價證券を賣買するといふことのみが殘された信託會社の業務になる、こういう關係になります。

○政府委員(岡村曉君) これは證券業者とそれから銀行信託會社その他の金融機關との職能を分離する、各々その主たる業務を専心行はしめるといふ、根本思想から出ておるわけでございまして、

○波多野君 一昨日だつたと思つたのですが、衆議院の方で、この改正法律案についての公聴會とまでは行きませんが、何か参考人の意見を聞いたらしいのですが、そのときは、この信託會社をして或る種の有價證券の賣買の代理、有價證券の引受けというやうなことも従来通りやらした方がよいというやうな意見が随分出たというお話なんです。當局の方では、こういう第六十五條のやうな法律を作られる場合に、業界の意向というやうなものは多少參照なさつたわけですか、どうですか。

○政府委員(岡村曉君) 私共としては、業界の御意向を正式に承るまでもなく、十分御意向は前々から、信託會社が證券業に更に進出した場合によつては取引所の會員にもなりたいといふことを申されておりましたので、そのお考えは十分分つておつたわけでございまして、又銀行といつたしまし

ても、例えば興業銀行の如きものにおいては、御承知のように、從來社債の引受けを大々的にやつておりましたので、これを止めた場合には、相當大きな影響を與えるといふことは十分承知いたしておつたのでございまして、本法全體が、何と申しますか、アメリカの證券法なり、證券取引法といふものに範を取りまして、又その體系もアメリカの制度を十分採入れまして作られておりますので、ここに書かれておりますやうな體系になつた次第でございまして、

○波多野君 第六十五條の但し書のところに、銀行だけをここに入れて、銀行については證券業者と大體同じやうな仕事をやらせるといふことになつておるが、今の職能の分化といふ見地からいふと、多少おかしい氣がするが、どうでしょうか。

○政府委員(岡村曉君) この點は、御指摘の點御尤もでございますが、ただ銀行と信託會社が違ひますことは、銀行におきましては、當座預金その他短期性の預金を持つておりまして、その預金との關係におきまして、お客から、有價證券を買つて貰いたいというやうな注文がよくあるわけでございまして、そういう場合に、この仕事を認めておきませんと、非常に不便であるといふことになりまして、この銀行のお客からの注文を受けて有價證券を賣買するといふ業務をここに掲げたわけでございますが、信託會社につきましては、先日申上げましたやうに、金錢信託以外の金錢の信託、或いは有價證券信託という、信託業本來の形におきまして、同じやうな作用を當るべきことが

を始めて下さい。
（委員長 黒田英雄君） それでは午前

（多岐意見者署名）
○委員長 黒田英雄君） それでは午前

うようなことも、これは本来証券業者
が営むべき業務であるという見地か

たといふことを申されておりました
で、そのお考えは十分分つておたわ
けでございます。又銀行といひまし

信託以外の金融の信託、或いは有価
証券といふ、信託業本来の形におき
まして、同じような作用を営むことが

できるという意味におきまして、ここ
に掲げる必要がないという見解の下
に、信託会社につきましては、但書き
から除外してあるわけでございます。

も信託契約そのものの効果として仕事
をする部分とは違つて来るのではない
かと、そういうふうな考へておりま

こともできますし、又規則という形で
なくとも、解釋なり、或いは運用方針
というものを随時發表されることにな

則といひまして、銀行、信託会社、
その他の金融機関すべてに對して證券
業者としての作用を……作用と申しま

か。併しそれじややはり不便もありま
しょうから、それを緩和するといふ意
味なら、信託会社も入れる方がいいの

○波多野鼎君 銀行が短期性の預金で
以て株式の買入を願はれる、預金を引
き當てにして株式の買入を願はれると
いうようなことがどの程度あるか、よ

○波多野鼎君 そうしますと、第六十
五條但書に「銀行が云々の所に、信託
会社が信託契約の當然の効果として買

○高瀬莊太郎君 私も今波多野さんの
御質問になつたような點で少し開きた
いと思ひますが、やはりこの但書の

で、注文が受けられないといふ不便が
ございまして、銀行のみについて規
定をいたし、それから信託会社につ

必要だと思ひます。その點から考えま
して、現在の日本の証券業者だけで實
際うまく行くかどうか。その點につ

○政府委員（岡村誠君） 信託契約その
ものの効果といひまして、例えば金
錢を有価証券に代えたりとか、或いは有

○政府委員（岡村誠君） これを明示し
た方がよいという解釋も、或いはでき
るかも知れませんが、書かなくても信

を以て全面的に認められております
ので、例えば信託会社でも、或いは銀
行でも、有価証券を總額引受けられ

○政府委員（岡村誠君） その點を御
察し、尤も存じますが、本法におきま
して、この法律が實施になりまして、

○政府委員（岡村誠君） その點を御
察し、尤も存じますが、本法におきま
して、この法律が實施になりまして、

○波多野鼎君 もう一つお伺いします
が、そうしますと、信託契約の内容と
して、有価証券の買入をやるといふこ

○波多野鼎君 そういふ點について信
託会社の相當の……、なんと言いま
すかね、今の立法者の意圖はさうであ

○波多野鼎君 只今の御説明よく分
りますが、信託会社自身が買入するの
でなく、但書の方はお客様のための買

○波多野鼎君 只今の御説明よく分
りますが、信託会社自身が買入するの
でなく、但書の方はお客様のための買

○波多野鼎君 只今の御説明よく分
りますが、信託会社自身が買入するの
でなく、但書の方はお客様のための買

○政府委員（岡村誠君） その點は、こ
の信託法に言ひます代理事務という
ことと、それから信託契約の効果に基

○政府委員（岡村誠君） これはまだ證
券取引委員会が本法によりましてでき
ておりませんので、私から申し上げるこ

○政府委員（岡村誠君） この但書は原
則といひまして、銀行、信託会社、
その他の金融機関すべてに對して證券

○政府委員（岡村誠君） その點を御
察し、尤も存じますが、本法におきま
して、この法律が實施になりまして、

○政府委員（岡村誠君） その點を御
察し、尤も存じますが、本法におきま
して、この法律が實施になりまして、

在におきましても大體證券會社が殆んど全部やつておりました、問題は社債の募集の取扱ひの點でございますが、これは只今の起債市場におきまして實情といたしましては、戦時中のように、起債市場の状況如何に拘らず、大銀行が先ず前貸しをし、そして後から總額を引受けてしまふというような形ではなく、市場の消化状況を十分サウンドいたしまして、その消化の可能な範圍において社債を發行するといふふうな改正を止むを得ず現在においても取つておるものであります、そういう觀點からいたしますならば、勿論そういう状態が長く続いてはいけないとは思存しますが、現状におきましては、證券會社に社債の募集を専断せしめても大なる支障がないと、こういうふうな専門家の御意見が出たような次第でございます。勿論増程申上げましたように、本法が實施になりました場合には有力な證券會社が出現して、引受業務を大規模にもつとめる必要があるわけでございます、只今におきましては、つづつそういう機運が見受けられるように私共考えております。

○高瀬莊太郎君 私ハアメリカの制度を知らないのですけれども、アメリカはやはりこの立法の趣旨のように信託會社についてはそういうふうなことを一切やらせないで、證券會社とはつきり仕事をせういふふうに分けるという制度になつておるのですか。

○政府委員(岡村俊君) この點も最近のこのアメリカの状況等につきましても信託會社の方にも何つてみたのですが、あまり最近の情勢はよく分らないといふことでございますが、いろいろ、何いいますところによりますと、大體こ

の信託會社の業務というのは信託業に限るという態勢になつておるようでございます。ただ向うにおきまして信託そのものの内容が日本において代理事務と稱されておりますものややはり信託という形をとつてゐる、行われておるといふふうな考えられるのでございませう。この點はいさゝか明確でございませうが、いろいろ話を總合いたしました、そういうことになるようでございます。いまして、將來信託業その他の金融業の立法が改正になります際には、そういう點も考慮されて然るべきじやないかと、これは私見でございますが、そういうふうな考えております。

○高瀬莊太郎君 私も先程お話のようにぼんやりアメリカの制度も考えておりますのですが、従つて今お話がありましたように、信託業法の改正のときにはその點やはりよくお考えになる必要があるのじやないかと思ひます。

○委員(黒田英雄君) それでは一應次に進んで行きます、第五章の證券取引所、第一節設立及び組織、この第一節につきまして一つお願いしたいと思ひます。八十九條までです。

○波多野鼎君 證券取引所は政府の方でこれをいくつぐらい全國に作るか、或いはできると見込んでおられますか。

○政府委員(岡村俊君) これは御承知のように日本證券取引所は全國に本支所合せまして八ヶ所ございします。そういう場所においては新法施行後當然取引所が設立されるような態勢に現在でもあつて存じます。併しなからその他の土地におきましても現在のところ相當希望する者がございしますので、或いはこれはほんの應酬に過ぎませんが、

日本證券取引所の本支所がありました時代の二、三倍ぐらひはできるのではないかと、いふふうにも考えられます。ただ非常に濫設されるかといふような見通しにつきましては、先日もお話が出ましたが取引所を作りましてその業務の運営の方法等については相當やかましい制限が設けられますので、まあ實益のない所には取引所を設けないと、こういうことに自然相成る、その結果、數においても相當制限されて來るといふふうな考えております。

○波多野鼎君 第八十八條の十一といふところに、上場有價證券に關する事項などをまゝ證券取引所は決めて行くわけなんです、こういうふうな問題は證券委員會の承認を受けるというふうなことになるのですか。それとも勝手に決めていいわけですか。どういう關係になるのですか。

○政府委員(岡村俊君) この上場有價證券に關する事項は第四節にも規定がございしますが、非常に根本的な問題でございしますので一應定款に掲げるように第八十八條でなつておるわけでございます、この定款なり業務規程なり或いは受託契約規則というふうな取引所の設立、或いは運営について根本的に重要な規則は、すべて證券取引所の設立の登録の際に委員會に提出されまして、十分なる審議を受けるというところに相成りますし、又その後變更をいたしました場合には、やはり委員會の審査を受けるという關係になります。そして委員會が適當でないといふ場合には、本法の百五十六條によりまして變更その他の處分を命ずることもできることに相成

つております。

○山田佐一君 先般波多野さんからお話があつたのですが、この取引所は會員組織とする、而して大體は先に現物資質で行くのか、或いは清算取引と、これは全然許さぬ御方針ですか。

○政府委員(阪田純雄君) 本改正法律案の全體は、御承知の通り大體米國法に範をといつてゐる次第であります。従いまして本法を實施して參るその場合におきまして取引所の業務規程において定めます取引の大要、こういう問題につきましてもやはり米國の取引所において現在行われております取引の態様を相當參照して定める、こういうことに相成ると思ひます。米國の取引所において、現在主として行われております取引の態様は、一つは即日取引、キャッシュの取引、一つは引金取引、これは純然たる貨物の買取りであります。一つは翌々日取引、レギュラー・ウエイといふのでありまして、これはいわば貨物取引的な清算取引であります。反對買取りを認めますと同時に翌々日におきまして、賣りの方は現物を提供する。買ひの方は代金を提供する。こういうことに相成ります。しかしいふは貨物取引的な清算取引であります。レギュラー・ウエイをやるにつきましては、いわゆる貨物の制度、こういうことが相當程度できておりませんければなりませんし、同時に金融につきましても、それに相應する金融市場が必要であるのであります。日本の現在におきましては、そういう點は固よりアメリカ程十分ではありません。これを實施します場合は、適當な銘柄を先ず選びまして、順次これを擴張して行

く、こういうふうな方策が適當ではないか。こういうふうな考えておる次第であります。

○山田佐一君 そうしますと、今の見當では翌々日でなしに幾らか短期式に猶豫を認めて行くか。限月の取引といふことは、今までの清算取引の何ヶ月先といふことは全然いかにいひわけですか。

○政府委員(阪田純雄君) 本問題につきましては、從來の日本のいわゆる限月制度による取引、これは先刻御承知の通り、米の取引から發達しました、いわば商品取引におきまして一つの清算取引的な制度であります。御承知のように、正常な經濟の時代には取引があるわけでありまして、そういう制度も考え得るものと存じますが、御承知のようなインフレーションでございすし、同時に只今申上げましたように、この制度全體がアメリカの一九三三年の證券法、一九三四年の證券取引所法、これを相當參照して、それに範を取つてきておられますその取引の態様につきましては、只今申し上げましたような具合で行くべきではないか。こういうことに考えておる次第であります。

○波多野鼎君 今の點に關連して、レギュラー・ウエイの方法で取引するに ついても、銘柄を選択してやつて行くといふような説明があつたと思ひますが、それはどういふのですか。銘柄を選択して、若干の銘柄について、そういう方法をやつて行くといふ御趣旨だつたと思ひますが。

○政府委員(阪田純雄君) その點につきましては、これはレギュラー・ウエイ

といふこととございませう、いふ
伺いますところによりますと、大體こ

當希望する者がございませうので、或い
はこれはほんの應酬に過ぎませうが、

百五十六條によりまして變更その他の
處分を命ずることもできることに相成

合におきまして、適當な銘柄を先ず
選びまして、順次これを擴張して行

○政府委員(阪田純雄君) その點につ
きましては、これはレギニター・ウエ

イを行うにつましましてはいわゆる貸株
制度が存在しなければならぬと申し、
そういつたことになりましてした場合に
ついては、總ての銘柄について、そうい
うことができておる。こういうふうな
具合に日本の現状はありませう。先ず
それを可能ならしめるような銘柄につ
いて、これを行なつて参りまして、そ
うして、これを順次擴張して参つた
ら、こういう考え方でございませう。

○波多野君 そうですね、全國的に
市場性のある特殊の銘柄についてレギ
ニター・ウエの取引方法をやる。そ
れについては貸株の制度を設けるとい
うことが前提なのですか。その點一
つ……

○政府委員(阪田純雄君) これは取引
所は先程お話ししたように、全
國に相當數でございまして、その
すが、全國的な銘柄につきましては、
現在におきまして、或る程度これを
貸株している。こういうふうな事情に
なつておられますので、おのずからそこ
に、そういう市場が形成されるのでは
ないかと、かう考へておるのでありま
す。

○波多野君 今のところは第四節に
入つておるわけですが、質問はそこま
で行つていいのですか。よければ、そ
ちらの質問を少ししたいのですが……
今の問題は第四節の問題で、山田さん
が質問されたので、關連して質問した
のですが、そこへ行きますか。それと
も……

○委員(黒田英雄君) 後でまだ大臣
に何かあるのじやないのですか。
○波多野君 今の質問で、第三節が
まだ済んでおらんようですが。
○委員(黒田英雄君) 又後へ戻つて

もいいのですから、一應先へ進みまし
よう。第二節の會員はいかがですか。
これは九十九條までです、次に第三節
の管理であります。百條から百六條ま
で。ございませうければ、第四節の有
價証券市場における買収取引、百十條
から百二十七條まで。

○波多野君 今の問題に關連しまし
て、貸株の制度がおのずから形成され
つつあるようなお話だつたが、もう少し
具體的にその點説明して頂けませう
か。特殊の銘柄についてそういうもの
が作られつつあるような形勢だとい
う話ですが。

○政府委員(岡村崎君) 先程レギニ
ター・ウエに關連いたしました、貸
株制度、或いは金融市場というものが、
これに隨伴しておらなければ、その方
法は行われたいというお話があつた
わけですが、現在この貸株市
場というはつきりしたものは餘りない
わけですが、事實上、東京證券株式
會社を中心として、受渡しのために
特に株が不足したような場合、他から
借りまして、それによつて決済をつ
けるというふうなことが一部分におい
て行われた事例はございませう、それで今
度レギニター・ウエをやります場合に
おいては、會員相互間におきまして
は、賣買の殘高につきまして翌々日に
決済が必ずキャッシュと現株とによつ
て行われるわけでありませうから、會員
はどうしても現株を調達しなければな
らないわけでありませうが、その現株は
必ずしも手許にない場合もございませ
うので、これを適當な機關から借入れな
ければならぬという關係が起きます
す。その貸株の世話をした機關とし

ては、今後その發達が望まれるわけ
でございませうが、例えば東京につ
いて申しますれば、東京證券、大阪につ
いて申しますならば大阪代官というよう
な、いわゆる代行會社が恐らく當分の
間は中心になりまして、そういう輪
をするのではないかと、こういうことが考
えられるわけでありませう。レギニター・
ウエにおいては、會員と委託者との
間は御承知のように仕切の場合もあり
ますが、仕切らないで繰返しまして、
後日において反對賣買をして決済をつ
けるというふうなことがアメリカの制
度において認められておるわけであり
まして、そういう關係から貸株及び金
融が相當圓滑でないと、この制度がう
まく動かない、そういうふうな私共考
えております。

○波多野君 私と同じように思ふも
ので、貸株の制度がだんだん形成され
つつあるという事實について知りたか
つたわけなんでありませう。
それからもう一つ翌々日の決済とい
うことを考へておられるようですが、
日本ではそれはちよつと行われにくい
のではないと思ひます。というの
は、今の貸株制度がまだ不完全だとい
うこと以外に、いろいろ社會的な理
由もあり交通の問題もあり、いろいろ
なことと甚だむづかしいのではないかと
思ふのですが、その邊はどうですか。

○政府委員(岡村崎君) その點、御指
摘のように確かに日本の現状といたし
ましては、相當困難な點が多いわけ
でございまして、従ひまして先程もお
話が出ましたように、この方法を實施
いたしますについては、全銘柄について
やるといふようなことになしに、株の比
較的容易に手當のつくようなもの、そ

ういふものを數種選んで、それにつ
いてまずこの方法を實施する、漸次銘柄
を擴張して参るといふような方法によ
りまして、漸進的に採用して行かざる
を得ないことと考へておるわけがござ
います。

○波多野君 そうすると最初選擇さ
れる銘柄から漏れてゐるものなどはキ
ャッシュの取引しか許さんのですか。
○政府委員(岡村崎君) この點もまだ
將來の問題で、甚だ漠然たることを申
上げて恐縮なものでございませうが、こ
のキャッシュだけを認めますと、即日現
株代金というところで非常に窮乏な取
引方法でございませう。そこで同じ現物
取引でございませうが、例えば受渡し
期日を五日先きにするとか或いは一週
間先きにするというふうな現物取引、
これは勿論清算取引でないものにしな
ければならぬと思ひますが、そうい
うふうな現物取引につきましては、只
今の實施が可能であるかどうかとい
うことについて研究をいたしておる
ところでございませう。

○高瀬君 百十一條の賣買され
る株式の申請についての場合なんです
が、その第八の条の終りの方に
貸借對照表、損益計算書を出せとい
ふことになつておられますが、これにつ
いて前にちよつと聞いたところでは、強
制監査をしまして、やうして公認監査士
といひますか、計理士といふかの證明
が必要だといふふうにするのじやない
かといふような話も聞いたことがあり
ましたが、そういう點はどうなりまし
たのですか。

○政府委員(岡村崎君) お話の點につ
きましては、本法の第九十三條、終
りの方でございますが、第九十三條

におきまして「證券取引委員會は、こ
の法律の規定により提出される貸借對
照表、損益計算書その他の財務計算に
關する書類が計理士の監査證明を受け
たものでなければならぬ旨を證券取
引委員會規則で定めることができる。」
というふうな規定を設けてございま
して、この點は委員會規則でこれの
書面については監査を受ける、受けて
出さなければいけないといふことを規
定する含みになつておるわけござい
ます。それで只今の考え方といたしま
しては、この規定を直ちに發動する
という段階までは至つておらないので
はないか、この規定を設けた當時
の経緯をいたしましては、計理士法等
につきまして、近い將來整備強化が
圖られるといふことになりました場合
において、權威ある證明ができるとい
うような段階においてこの規定を活用
いたしまして、只今お話のありました
百十一條の規定によりまして届出ら
れるものにつきまして、申請される
ものにつきまして、證明を受けさ
すといふようなことが考へられておる
わけでございます。

○高瀬君 百十一條の賣買され
る株式の申請についての場合なんです
が、その第八の条の終りの方に
貸借對照表、損益計算書を出せとい
ふことになつておられますが、これにつ
いて前にちよつと聞いたところでは、強
制監査をしまして、やうして公認監査士
といひますか、計理士といふかの證明
が必要だといふふうにするのじやない
かといふような話も聞いたことがあり
ましたが、そういう點はどうなりまし
たのですか。

○政府委員(岡村崎君) お話の點につ
きましては、本法の第九十三條、終
りの方でございますが、第九十三條

○委員(黒田英雄君) 如何でし
ようか。またここには御質問もあると思
ひますが、いろいろ關係からちよつと
この證券取引法案につきましては、こ

○政府委員(岡村崎君) 證券取引委員
會規則は、これから作られるわけ
でございます。

の程度にいたしておきまして、臨時資金調整法を廃止する法律案についての説明を求めた方がよくはないかと思ひますので、そういうふうにならなうかと思ひます。

それではこの場合、臨時資金調整法を廃止する法律案を議題にいたしましたので、政府から提案理由の説明を求めます。

○政府委員(伊原隆君) 只今豫備審査に付託されました臨時資金調整法を廃止する法律案につきましてその提案の理由を御説明申し上げます。臨時資金調整法は、御承知の通り、昭和十二年九月公布施行せられまして以來、物資と資金の需給の適合を圖りまして、經濟秩序を確立することを目的として運用せられて参つたのでございまして、最近の經濟情勢は同法が制定せられた當時とは、その様相を異にするに至りましたので、同法の内容につきましても種々検討を加える必要を生じて参つたのでございまして、そこで政府はとの際一應臨時資金調整法を廃止いたしますことが適當であると認めましてここに臨時資金調整法を廃止する法律案を提出いたしました次第でございまして、尙臨時資金調整法廃止後の處置につきましましては、政府におきまして目下慎重研究中でございまして、何率御審議の上御賛成を下さいますようお願いを申し上げます。

○委員(黒田英雄君) それでは速記をちよつと止めて下さい。

(速記中止)

○委員(黒田英雄君) 速記を始め

て……それではこの法案につきましましては、御質疑は又別の機会にお願いすることになつたと思ひます。

○波多野君 質問にやありませんが、提案理由の説明で、物資と資金の需給の適合を圖り經濟秩序を確立することを目的としてとあつて、あとの方で、最近の經濟情勢は同法が制定せられまして當時とはその様相を異にするに至りましたので、ということになつておりますが、物資と資金の需給の適合を圖るといふことは、今日だつて必要なことなんでしょう、こいつを、必要はなくなつたというふうなふうの説明の仕方なんです、これじやちよつと工合が悪いのじやないかと思ひます、すがね、何とか違つた言葉で現わした方がよくはないか……

○政府委員(伊原隆君) どうも御説明がなか……これはこういうふうには實はお読み取り願ひたいのでございまして、さつき申し上げましたように、日本經濟として外資の導入ということには非常に必要な、緊急な國策と相成つております。物資と資金の需給の適合を圖らなければならぬ經濟事情であります、最近のいふ……な情勢から考えますと、やり方について、適合のやり方についてはいふ……考えなければならぬ、いふ……ことに相成りましたので、これを一應廃止をいたすという考え方になりましたわけでございます。

○波多野君 速記を止めて下さい。

○委員(黒田英雄君) 速記を止め

(速記中止)

○委員(黒田英雄君) それでは速記

を始め、本日はこの程度で延會しまして、明日午前七時から開きたいと思ひます。本日はこれにて散會いたします。

午後三時二十九分散會
出席者は左の通り

委員 黒田 英雄君
理事 岩木 哲夫君
伊藤 保平君

委員 木村 昭八郎君
下條 恭兵君
波多野 鼎君
玉屋 喜章君
西川 甚五郎君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
木内 四郎君
星 一君
小林 三三郎君
小宮 山常吉君
高瀬 龍太郎君
高橋 龍太郎君
渡邊 甚吉君

委員 河野 一之君
伊原 隆君
阪田 純雄君
岡村 俊君

政府委員
大藏事務官
(主計局長) 河野 一之君
(理財局長) 伊原 隆君
(大藏事務官) 阪田 純雄君
(證券局長) 岡村 俊君
(大藏事務官) 岡村 俊君
(證券局長) 岡村 俊君
(證券局長) 岡村 俊君

三月二十九日本委員会に左の事件を付託された。(尙豫備審査のための付託は一月三十一日)

一、煙草專賣法の一部を改正する等の法律案(第十八號)

三月二十七日豫備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、臨時資金調整法を廃止する法律案(豫第二十五號)

一、大蔵省預金部特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律案(豫第二十六號)

臨時資金調整法を廃止する法律案

臨時資金調整法は、これを廢止する

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する

大蔵省預金部特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律案

政府は、大蔵省預金部特別會計の昭和二十三年度における歳入不足を補填するため、一般會計から、同會計に繰入金をするのでござい

る。但し、その金額は、一億三千二百十一萬四千圓を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日、大蔵省預金部特別會計から、その繰入金に相當する金額に達するまでの金額を、豫算の定めるところにより、一般會計に繰り入れなければなら

ない。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

三月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、農産具工業の生産資金確保に關する諸願(第三百四十五號)

第三百四十五號昭和二十三年三月二十日受理
農機具工業の生産資金確保に關する諸願

請願者 東京都中央区日本橋區
町一ノ七 日本農機具
工業協同組合理事長
佐谷庄太郎

紹介議員 宿谷第一君外五名

最近の農機具の生産は、手持資材の費消と諸材料、諸運賃の高騰によつて、生産資金の効率低下したため、極度の資金難に陥り、生産の低下を來し

つつあるから速かに融資の強力な措置を講ぜられたいとの請願